

浜松市引佐学校給食センター管理運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市学校給食センター管理運営要綱第6条の規定に基づき必要な事項を定める。

(給食実施回数)

第2条 引佐学校給食センター(以下「給食センター」という。)の行う給食は、年間を通じて小学校185回、中学校185回、幼稚園164回を授業日の昼食時に実施するものとする。

(給食費の額)

第3条 給食費は、浜松市教育委員会(以下「委員会」という。)がこれを定める。

| | | |
|-------------|-------|------|
| 小学校児童及び職員等 | 1食につき | 281円 |
| 引佐北部小中学校職員等 | 1食につき | 344円 |
| 中学校生徒及び職員等 | 1食につき | 344円 |
| 幼稚園児及び職員等 | 1食につき | 264円 |
| 給食センター職員等 | 1食につき | 344円 |

(給食費の月額)

第4条 給食費の月額は、前条の規定により委員会が定めるそれぞれの1食の額に第2条で定めるそれぞれの実施回数を通じ、11で除して得た額とする。ただし、その額に10円未満の額が生ずる場合は、最終納付月を除く納付月は10円未満の額を切り捨てた額とし、最終納付月はその切り捨てた額を加算した額とする。

(給食費の日割計算等)

第5条 給食費は、児童、生徒、園児及び職員等が次の各号の一に該当することとなった場合には、第3条に規定するそれぞれの1食の額により日割りで算定することができる。

(1) 病気又は事故その他の事由で給食を受けない日が引続き5日以上となった場合

(2) 転出、転入の場合

(3) 学年単位で欠食した場合

(4) 幼稚園年少児

(5) 第2条に定める回数を超えて給食を受けた場合

(6) 臨時に給食を受けた場合

2 牛乳アレルギー等により牛乳を飲食できないとき、又は給食センターの事情若しくは交流教育等により、給食の一部若しくは全部を受けることができないときは、給食費を減額することができる。

(細目)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。